

全国消費者団体連絡会 運営規則

(名称)

第1条 この会の名称は全国消費者団体連絡会という。略称を全国消団連とする。事務局は東京都千代田区6番町15プラザエフ内におく。

(会の目的)

第2条 この会は、消費者の権利の確立と暮らしを守り向上をめざすため、全国の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、関連する諸問題や制度及び消費者運動の進め方等について、調査研究、情報の交換及び連絡活動を行う。
目的達成のため一致した課題で行動を行う。

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同し、運営委員会で承認をえた次の消費者組織で構成する。運営委員会は全体会議に、新加入団体について報告する。

1. 正会員 ・全国的消費者組織の中央団体及び都道府県単位の消費者連絡組織。
ただし、消費者問題に関わる市民組織も会員となることができる。
2. 連絡会員・消費者問題に関わる市民組織。

第5条 この会の目的に賛同する個人は、個人賛助会員となることができる。個人賛助会員の登録は、会計年度毎に更新する。

(運営)

第6条 この会の運営機関として、全体会議と運営委員会を設ける。

(全体会議)

第7条 全体会議は、正会員の代表1名によって構成し、年4回開催する。
ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

1. 全体会議においては次の事項を審議する。

- ・消費者運動をめぐる状況と消団連の課題の検討。
 - ・年度の第1回の全体会議では、年度の活動報告と方針、年度の決算と予算の審議を行う。
 - ・正会員から運営委員・会計監査の選任を行う。
2. 全体会議の議事は原則として全員一致により決定する。参加団体は同意できない問題がある場合には決定に先立ちその旨を表明し責任を免れることができる。
 3. 連絡会員は、全体会議に出席し会の活動に対し意見を述べるができる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、全体会議の決定にもとづき、付託または委任された事項を執行する。

1. 運営委員の定数は20名程度とし、全体会議において正会員より選任する。その任期は1年とし再任はさまたげない。
2. 運営委員会は原則として毎月開催する。
ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(幹事運営委員及び事務局長)

第9条 運営委員会は、幹事運営委員(若干名)と事務局長を選任する。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

(専門委員会)

第11条 必要に応じて専門委員会を設置することができる。専門委員会には正会員、連絡会員以外の消費者団体、学者、研究者等の参加を求めることができる。
専門委員会の設置は、全体会議の議決による。

(財政)

第12条 会の財政は正会員、連絡会員及び個人賛助会員の会費を持ってまかなうものとする。会費基準及び会費額、支払い方法等については、全体会議で決定する。

(会計監査)

第 1 3 条 この会の会計を監査する会計監査を 2 名おく。会計監査は全体会議において正会員より選任され、任期は 1 年として再任をさまたげない。

(会計年度)

第 1 4 条 会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(運営規則の改廃)

第 1 5 条 全国消費者団体連絡会運営規則の改廃は全体会議で行う。

昭和 3 2 年	6 月	制定
昭和 4 5 年	1 1 月 3 0 日	一部改正
昭和 4 6 年	1 2 月 3 日	改正
1 9 9 7 年	5 月 2 3 日	改正
1 9 9 9 年	3 月 4 日	一部改正
2 0 0 1 年	5 月 1 7 日	一部改正
2 0 0 5 年	5 月 1 2 日	一部改正

以上